

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る
危機対策本部会議

日時：令和5年3月24日（金）

9：00～

場所：県庁南棟2階 第三応接室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ（今季県内3例目）の発生について
 - （2）その他
- 3 本部長指示事項等
- 4 閉会

高病原性鳥インフルエンザ（今季県内3例目）の発生について

令和5年3月24日(金)、蓬田村の家きん飼養農場で今季県内3例目(国内81事例目)の高病原性鳥インフルエンザが発生。概要は次のとおり。

1 発生農場の概要

- (1) 所在地：東津軽郡蓬田村
- (2) 飼養羽数：採卵鶏 約33万羽
- (3) 飼養形態：ケージ飼い、14鶏舎（開放システム鶏舎 10鶏舎、ウインドレス鶏舎 4鶏舎）

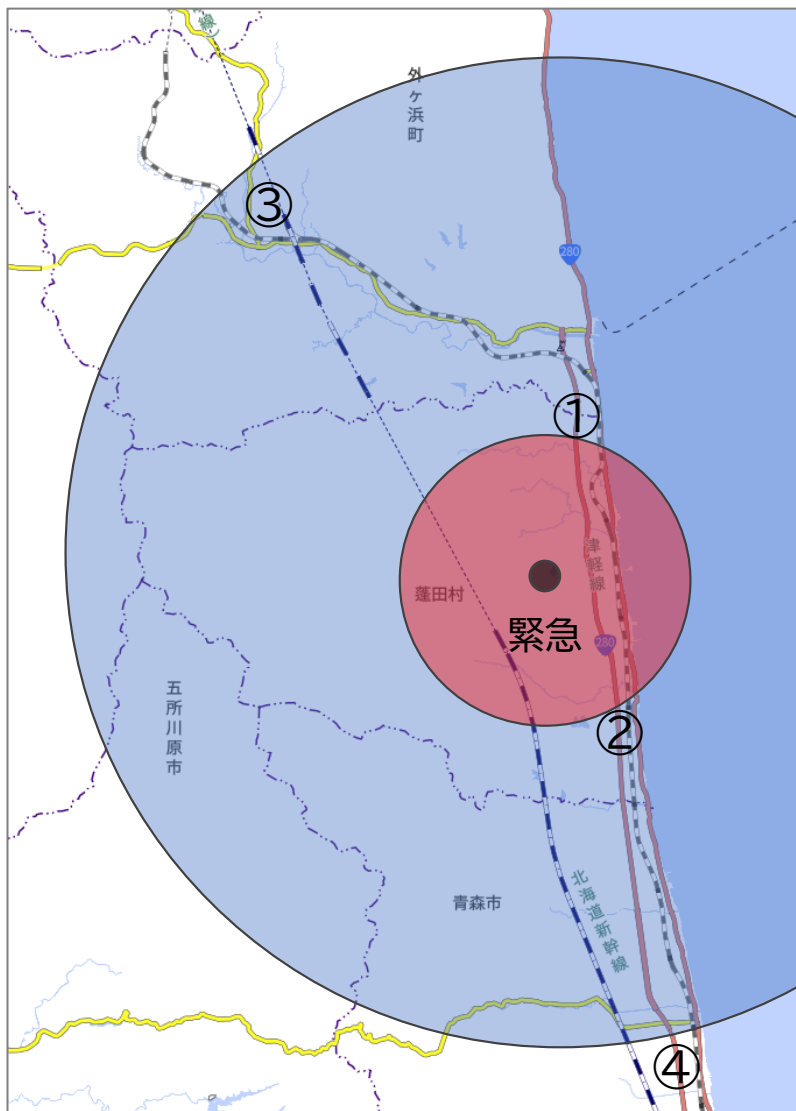
2 経緯

- (1) 農場から県への通報
 - ア 日時 3月23日(木) 9時50分
 - イ 内容 死亡家きんが増加(平均10羽→50羽)
- (2) 農場への立入検査、簡易検査
 - ・青森家畜保健衛生所が立ち入りし、A型インフルエンザウイルス簡易検査を実施。
 - ・同日13時、13羽中11羽で陽性を確認。
- (3) 確定検査
 - ・3月24日(金) 5時、青森家畜保健衛生所での確定検査(遺伝子検査)の結果、13羽中全羽で陽性を確認。
 - ・同日 8時、農林水産省が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 制限区域の設定

移動制限区域(半径3km以内)	100羽以上飼養	:	2農場	約8万羽
搬出制限区域(半径3~10km以内)	100羽以上飼養	:	3農場	約2万羽

移動・搬出制限区域及び消毒ポイントについて



国土地理院ウェブサイト<http://maps.gsi.go.jp/>を基に作成

■ 移動・搬出制限区域

区 域	農場数	飼養羽数
移動制限区域 (半径3km以内)	2	約8万羽
搬出制限区域 (半径3~10km以内)	3	約2万羽

■ 消毒ポイント

番号	名称	所在地
緊急	現地	発生農場入口
①	広瀬交差点	蓬田村広瀬字坂元 932-3
②	JA青森蓬田給油所 向かい農道	蓬田村阿弥陀川字 汐干315-3
③	大平交差点付近駐車帯	外ヶ浜町大平字沢辺 15-1
④	瀬戸子グラウンド 向かい農道	青森市瀬戸子字神田 508

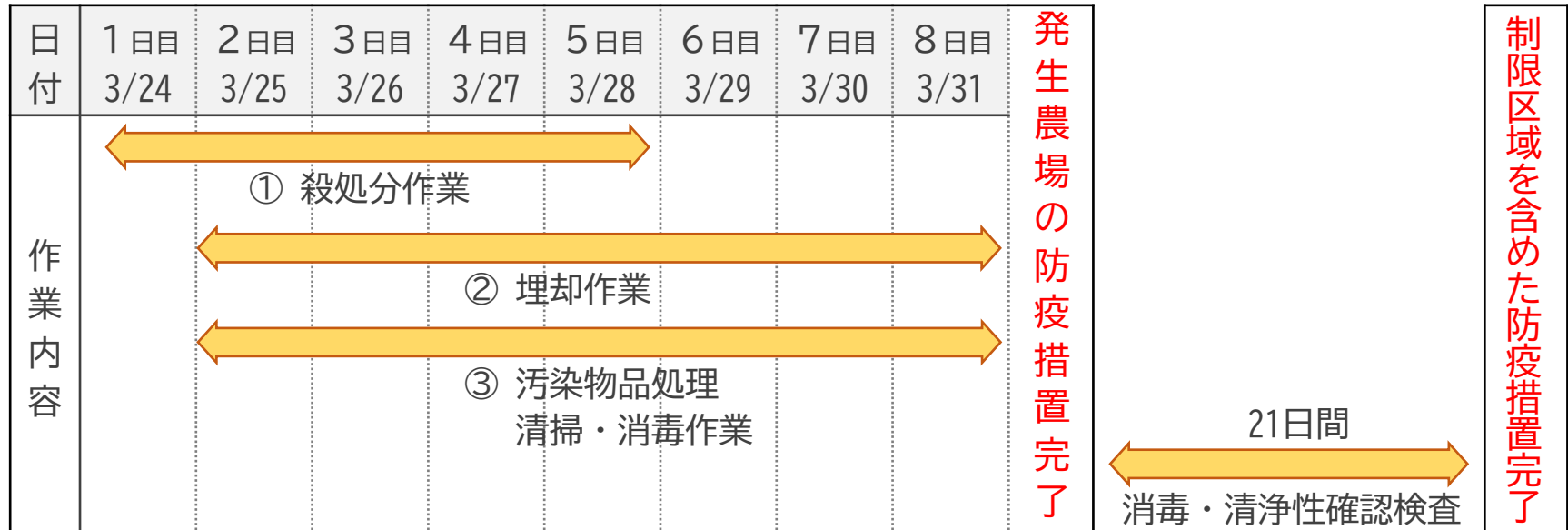
蓬田村の採卵鶏飼養農場 防疫計画の概要

■ 当面の作業シフト・動員計画（必要に応じて見直し）

- 3月24日（金）8時、防疫作業を開始するとともに自衛隊へ災害派遣を要請
- 県及び産業技術センター職員は、1班当たり約60人体制
 - ・発生農場の防疫作業は、1日延べ約240人体制
 - ・6時間（実働4時間）の4交代制
- 蓬田村（発生市町村）及び東青管内市町は、集合施設や消毒ポイントの運営等の防疫作業に協力
- 東青農村整備建設協会の15業者が埋却作業を担当

■ 防疫措置期間（見込み）

- 発生農場の防疫措置完了までは約8日間の見込み
- うち、殺処分作業 …………… 1～5日目の5日間
 - 埋却作業 …………… 2～8日目の7日間
 - 汚染物品処理
清掃・消毒作業 …… 2～8日目の7日間



今後の対応について

■ 調査・検査

- 国と県が協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況確認検査

24時間以内に半径3km以内にある100羽以上を飼養する農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

■ 情報提供

- 注意喚起

生産者に対して本事案を踏まえ注意喚起するとともに、市町村、関係団体等へ情報提供を随時実施する。
また、県民に対しては死亡した野鳥に接触しないよう注意を促す。

- 風評被害の防止

感染した鶏肉及び鶏卵が市場に出回ることはないこと、また、我が国では、これらを食べたことにより、人が鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていないことをPRする。

- 相談窓口の設置

本庁及び出先機関に相談窓口を設置

- ・家畜・畜産物関係 → 畜産課
- ・人の健康関係 → 保健衛生課、各保健所
- ・野鳥関係 → 自然保護課

- 定例記者発表の開催

3月25日以降、当面、毎日15時から、県庁北棟2階A会議室において記者発表を開催

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

【本部長指示事項】

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、青森県では昨年12月以来、今シーズンとしては3例目となる高病原性鳥インフルエンザが、蓬田村に所在する農場で発生しました。

今回、防疫措置を行うのは、採卵鶏33万羽を飼養する大規模農場であり、早期終息に向け、本日8時に危機対策本部を設置し、殺処分を指示したところです。

また、同時刻に自衛隊への災害派遣を要請しました。

年度末の忙しい中、特に異動となる職員は、業務の引き継ぎや、引っ越しの準備などで大変な時期ではありますが、本病は、初動対応が重要となりますので、以下の4点について、的確に対応するよう指示します。

- 1 防疫対応に当たっては、疲労や寒暖の差による体調への影響が懸念されることから、作業員の健康管理と安全確保を第一に対応すること。
また、新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底すること。
- 2 関係部局が緊密に連携し、全庁挙げた対応により防疫措置を着実に進め、ウイルスを封じ込めること。
- 3 現場の状況をしっかりと把握して、県民に正確な情報を迅速に伝えること。
- 4 家きんの飼養者に対して、発生防止に向けた飼養衛生管理の徹底を改めて指導すること。

以上、対応に万全を期してください。

青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議

【知事メッセージ】

本日、青森県では昨年12月以来、今シーズンとしては3例目となる高病原性鳥インフルエンザが、蓬田村に所在する農場において発生しました。

今シーズンは、青森県を含め、全国で本病が相次ぎ発生し、県民の皆様の不安が高まっていることと思いますが、県では、前回の事例と同様に、防疫措置を着実に進め、早期の終息に万全を尽くしてまいります。

また、発生農場では、^{けいらん}鶏卵を生産していますが、感染のおそれのある卵は市場に流通していません。また、我が国では、これまで家きんの肉及び卵を食べたことにより、鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、県産の卵、^{とりにく}鶏肉の御愛用をお願いします。

なお、家きんの飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理基準を遵守し、発生防止対策に万全を期すとともに、早期発見・早期通報を徹底してください。